をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

［ロ～ホ　略］

［二～十一　略］

［4～6　略］

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　［略］

2　［略］

3　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～十一　略］

十二　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十三　［略］

十四　［略］

十五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

4　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5　［略］

［ロ～ホ　同上］

［二～十一　同上］

［4～6　同上］

（銀行における四半期の開示事項）

第六条　［同上］

2　［同上］

3　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～十一　同上］

［号を加える。］

十二　［同上］

十三　［同上］

［号を加える。］

4　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5　［同上］

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　略］

十二　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十三　［略］

十四　［略］

十五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　同上］

［号を加える。］

十二　［同上］

十三　［同上］

［号を加える。］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［同上］

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　［同上］

2　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［略］

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　［略］

2　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の